

第3 今後の課題

老朽化した単独槽について、合併槽への転換をより一層推進する観点から令和元年6月に浄化槽法が改正され、特定既存単独槽に対する措置等について定められた。

本調査は、都道府県等において、浄化槽本体が破損又は変形、漏水している状態にある単独槽が特定既存単独槽に判定されていない状況を踏まえ、生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのある単独槽をどのように特定既存単独槽に的確に判定していくかに焦点を当てて実施し、環境省に対して改善策を提示した。改善策が講じられることで、11条検査により不適正と判定された単独槽のうち、約7,000件（令和3年度時点）が特定既存単独槽に判定されることが見込まれる。また、中長期的には、設置からの年数経過に伴い老朽化した単独槽の増加により、特定既存単独槽に判定され得るものが一層増加することが想定される。

特定既存単独槽の判定が進む一方で、単独槽の合併槽への転換については、転換に係るコストが高いこと等から、転換に踏み切れないという指摘もある。したがって、今後は、浄化槽管理者の理解を得て、どのように合併槽に円滑に転換していくか、環境省において、その方策を検討していくことが望まれる。

このため、当省では、今回の勧告を踏まえた環境省における改善措置状況のフォローアップに併せて、単独槽の合併槽への転換の状況についても把握していくこととしたい。